

「農業遺産オフィシャルサポーター制度」試行が始まります！

～企業、団体等と地域が協働で農業遺産を保全・継承～

農林水産省は、地域と協働で農業遺産を保全・継承する取組を行う企業、団体等を「農業遺産オフィシャルサポーター」として登録する制度（以下「農業遺産オフィシャルサポーター制度」といいます。）を創設し、5月28日より試行的に登録を始めます。

1. 概要

農林水産省では、独自性のある伝統的な農林水産業が営まれる世界農業遺産及び日本農業遺産に認定された地域における農業遺産の保全・継承や、農業遺産を活用した地域活性化を推進しています。農業遺産地域を将来にわたって保全・継承していくためには、地域住民だけでなく、地域内外の企業、団体など多様な関係者との協働が不可欠です。

このため、今般、「農業遺産オフィシャルサポーター制度」を創設し、試行的に登録を始めます。

また、現在は取組実績がないものの、本制度の趣旨に賛同し、今後取組を行う意向の企業、団体等と農業遺産地域の双方向での情報交換を促進する場として、サポーターバンクの枠組みを設けます。

2. 本制度の試行対象となる農業遺産地域

今回、本制度の試行対象となる農業遺産地域は次のとおりです。なお、試行期間中も、オフィシャルサポーターへ登録された企業等には登録証を発行し、企業名等やサポーターとしての取組状況について、農林水産省ホームページ等で

紹介します。

【試行対象の農業遺産地域】（令和7年5月28日時点）

愛媛県南予地域、岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域、島根県奥出雲地域、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域、兵庫県朝来地域、山形県最上川流域、新潟県中越地域、新潟県佐渡市、山梨県峡東地域、宮城県大崎地域、岩手県束稲山麓地域、三重県鳥羽・志摩地域、滋賀県琵琶湖地域、三重県尾鷲市・紀北町、熊本県阿蘇地域、石川県能登地域、静岡県掛川地域、兵庫県丹波篠山地域、兵庫県北播磨・六甲山北部地域

3. サポーターの登録要件

サポーターの登録対象となる企業、団体等は、次のいずれかの農業遺産に関する取組を継続的に実施するものとします。ただし、農林水産省または農業遺産地域からの補助、委託等を受けて取組を実施する場合は、その取組に加え、自主的な取組を併せて実施するものとします。

- （１）企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への農業遺産に関する情報掲載
- （２）農業遺産に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- （３）各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での農業遺産の紹介
- （４）農業遺産地域が実施する保全活動への参加、協賛等
- （５）農業遺産に係る教育活動、体験活動等の機会の提供
- （６）農業遺産に係る地域資源を活用した商品の開発・販売（原則として、農業遺産地域と一体となってPRを行うもの）
- （７）その他、農業遺産地域の振興に資すると農林水産省が認める取組

4. 申請方法

サポーターおよびサポーターバンクへの登録を希望する企業、団体等は、次の

URL から「農業遺産オフィシャルサポーター制度」のコンセプト、実施スキームおよび「農業遺産オフィシャルサポーター制度実施規約」を確認の上、申請書に必要事項を記入し、メールにて提出してください。なお、試行中は対象となる農業遺産地域が限定されます。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/iahs_supporter.html

5. サポーターの登録について

申請のあった企業、団体等の農業遺産地域に関する取組実績が、実施規約に定める「主旨」「実施内容」に沿っていると認められるときは、その申請企業等をサポーターとして登録し、登録証を発行します。



お問合せ先

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課農村環境対策室農業遺産班

担当者：二階堂、玉泉

代表：03-3502-8111（内線：5621）

ダイヤルイン：03-6744-0250